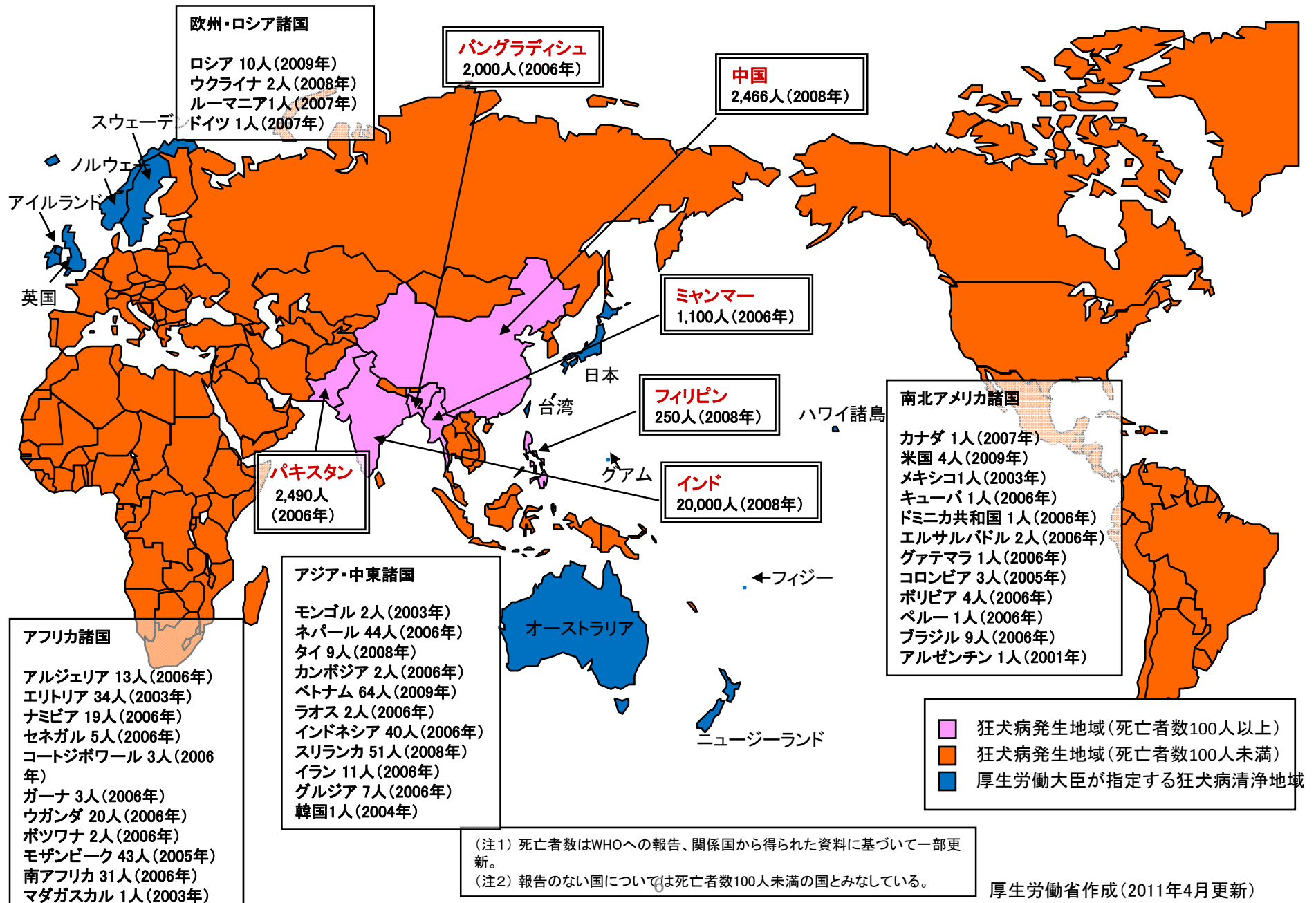
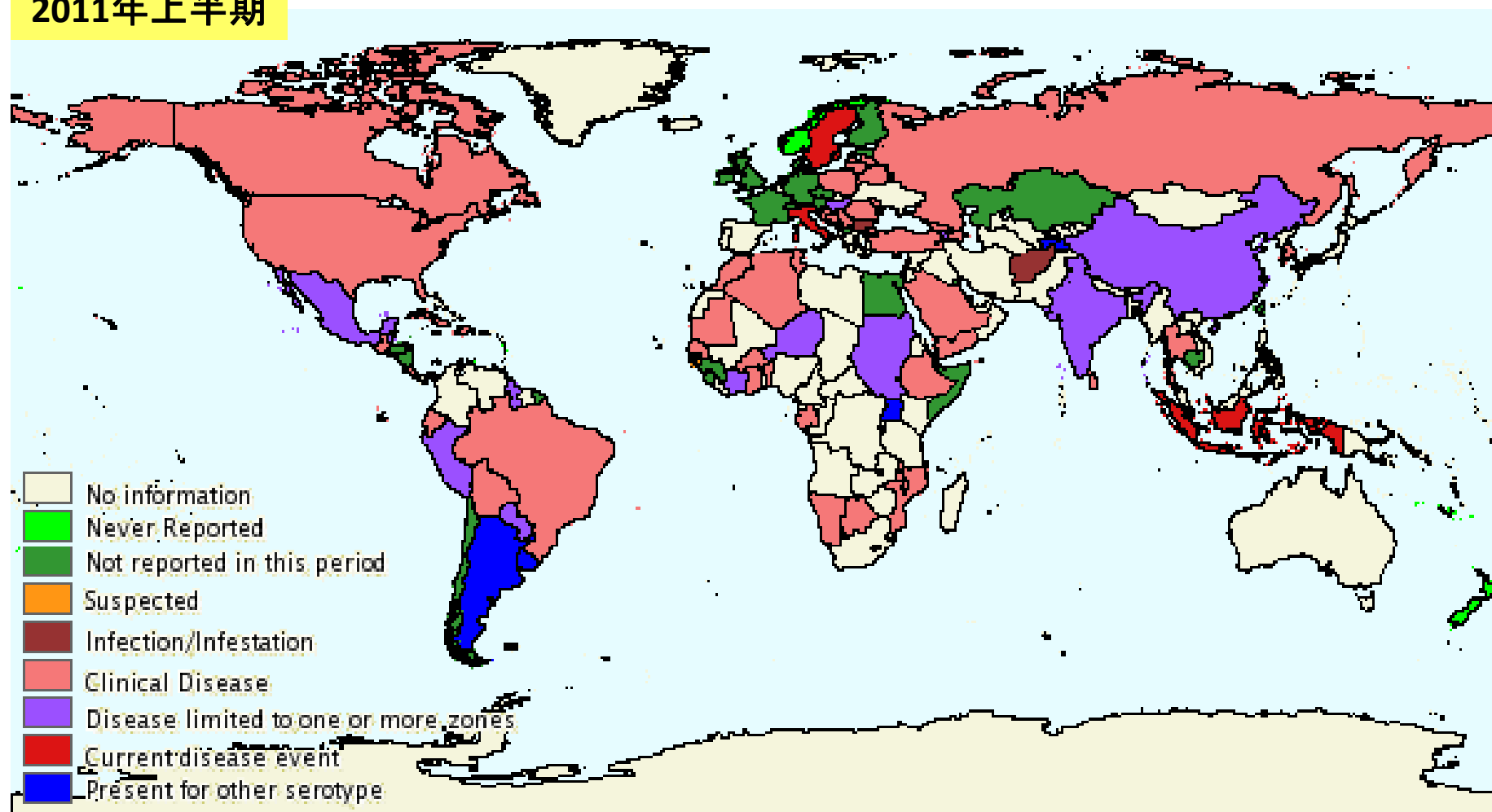


# 世界における狂犬病の発生状況(ヒト)



# 世界における狂犬病の発生状況(家畜及び野生動物)

2011年上半期



(出典: OIE)

# 世界における狂犬病の発生状況

- 日本の周辺国を含む世界のほとんどの国・地域(150か国以上)で依然として発生
- 清浄国は、日本、英国、豪州、ニュージーランド、スカンジナビア半島の国々などごく一部
- 毎年の死亡者は**約55,000人**  
(**アジア(31,000人)**及びアフリカ(24,000人)で95%以上を占める)
- 狂犬病を否定できない犬に咬まれたヒトの40%は、15歳以下の子ども
- ヒトの狂犬病の原因は、99%が犬からの感染

(WHO情報に基づく)

# 我が国における狂犬病の歴史

- 1897年に、最初の科学的な記録あり
- 第一次世界大戦や関東大震災、太平洋戦争等といった混乱期に大流行し、犬及びヒトの狂犬病が多数  
(例：1923～1925年に約9,000頭の発生)
- 1950年に、狂犬病予防法が制定され、犬の登録、予防接種、野犬等の抑留を徹底
- 1957年(猫)以降、発生がない  
⇒ わずか7年で、狂犬病を撲滅
- 狂犬病は、アジアを中心に流行しており、グローバル化の進展により、我が国への侵入リスクは常に存在

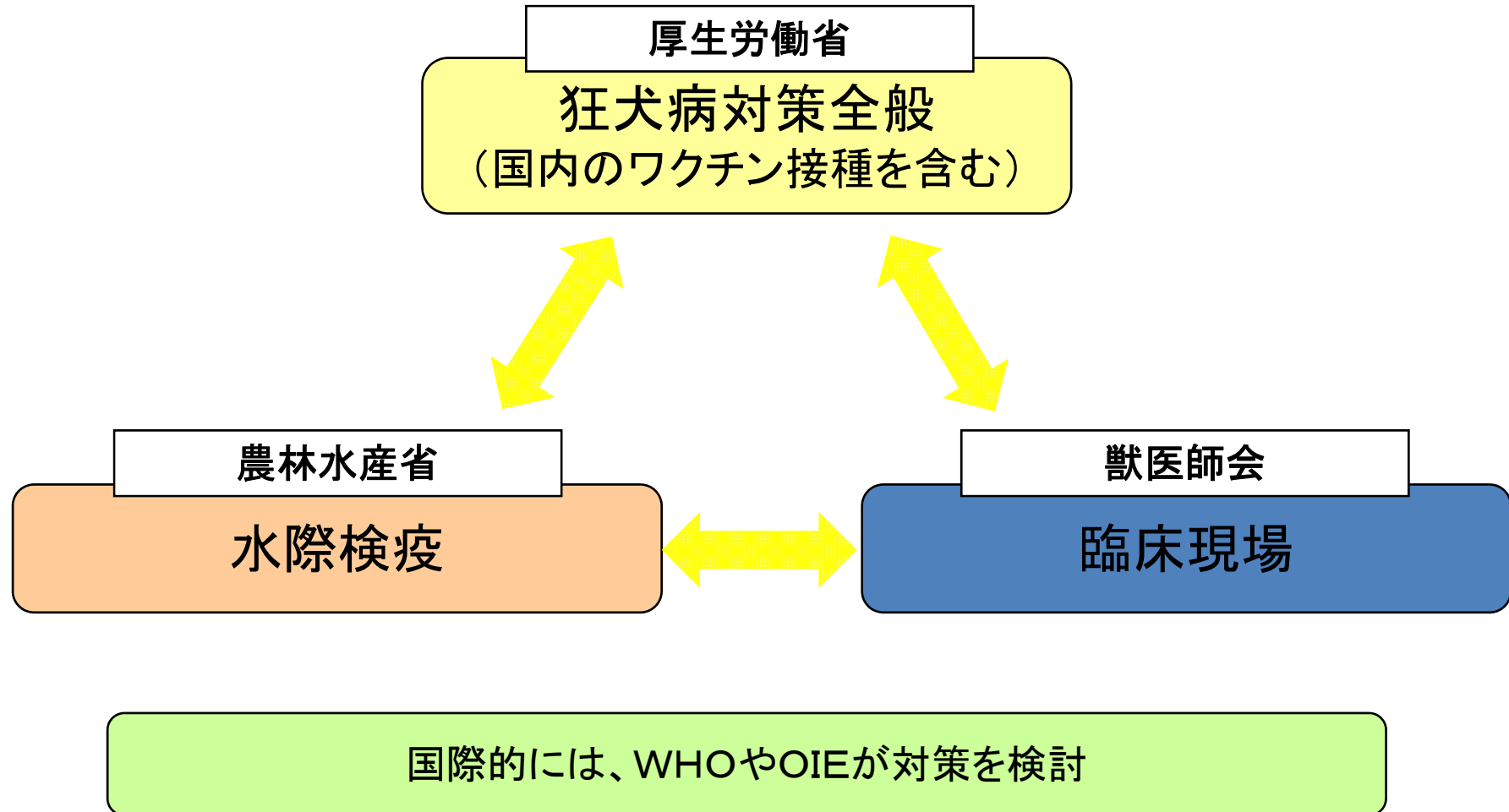
# 我が国における狂犬病の発生状況

	1953年	1954年	1955年	1956年	1970年	2006年
死亡者数	3人	1人	0人	1人	1人※1	2人※2
犬の発生数	176頭	98頭	23頭	6頭	発生なし	発生なし

※1 ネパールを旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例。

※2 フィリピンを旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例。

# 狂犬病対策の仕組み

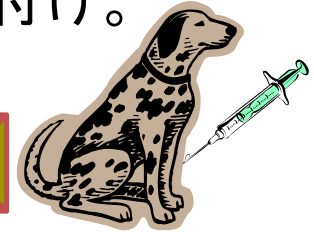


# 我が国の狂犬病対策

## 国内対策

- 狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主に以下のことを義務付け。
  - － 市町村に犬を登録すること
  - － 犬に毎年予防注射を受けさせること
  - － 犬に鑑札と注射済票を付けること
- ワクチン接種率70%が、国内侵入時のウイルスのまん延を防止できる目安(WHOのガイドライン)

重要



- 厚生労働省によれば、平成21年度の犬の接種率は、74.3%  
(予防注射頭数5,102,401÷登録頭数6,880,844×100)
- ただし、犬の飼育頭数約1,232万頭(ペットフード工業会調べ)に基づく  
(社)日本獣医師会による推定接種率は、約41.5%

- 未登録犬の捕獲・抑留
- 医療関係者、獣医師及び一般国民に対する啓発活動

予防注射を  
受けましょう!

# 我が国の狂犬病対策

## 水際対策

(1) 動物検疫所による犬等の輸入検疫の実施（平成12年、犬に加えて検疫対象にネコ、アライグマ、キツネ、スカンクを追加。平成16年に検疫体制を強化）

例えば、狂犬病が発生している国から犬猫を輸入するための条件は、次のとおり。

- ① 個体識別のためのマイクロチップの装着
- ② 適切な狂犬病予防注射
- ③ 我が国が認定した施設で十分な免疫があることを確認
- ④ 海外で180日間の待機

等のすべての要件を満たす場合に限り、12時間以内の係留で輸入を認めているところ。

(注意) 書類等に不備がある場合は、日本の動物検疫所で、最長180日間の係留検査が必要。



これらの体制強化により、

- (1) 輸入個体の確実な個体識別を担保するとともに、
- (2) 増加傾向にあった中国等の発生国からの子犬の輸入が激減



# 我が国の狂犬病対策

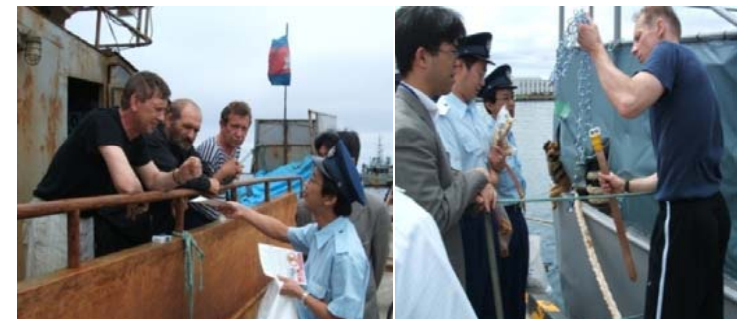
## 水際対策



### (2) 不法上陸犬対策(ロシア船の寄港が多い北海道で問題化)

昨今、一部の港において、日本に寄港する外国船に乗っている未検疫の犬を船員が船から降ろして上陸させる事例が報告されており、問題化。このため、以下の取組を実施。

- ① 平成14年に、厚生労働省、農林水産省、自治体による具体的対応等を定めた取扱要領を策定。
- ② ①の取扱要領に基づき、自治体、動物検疫所、地元警察、船舶・港湾関係者、地方獣医師会等を構成員とする地域連絡協議会を設置。
- ③ 動物検疫所による不法上陸犬防止キャンペーン
  - ー 港湾における巡回監視指導
  - ー 船舶の船員に対するリーフレットの配布や首輪・リードの譲渡
  - ー 看板の設置
- ④ 平成22年9月28日の「世界狂犬病デー」にあわせて、キャンペーンを強化するとともに、全国の港湾に対して、不法上陸犬対策の徹底を要請。



# 愛玩用等の犬及び猫の輸入頭数の推移 (過去5年間)

(単位:頭)

動物種	用途	地域	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
犬	愛玩用等	指定地域	1,411	1,179	929	749	804
		指定地域以外	3,032	3,061	3,167	3,117	3,313
	計		4,443	4,240	4,096	3,866	4,117
猫	愛玩用等	指定地域	284	247	293	268	223
		指定地域以外	1,146	1,198	1,197	1,258	1,219
	計		1,430	1,445	1,490	1,526	1,442

愛玩用等とは、盲導犬、介助犬、興行用など、他の用途を含む

# 犬及び猫の輸入頭数の推移 (係留検査期間別)(過去5年間)

地域	動物種	係留期間	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
			頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%
指定地域	犬	12時間以内	1,396	98.9	1,169	99.2	927	99.8	746	99.6	801	99.6
		180日間			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		その他	15	1.1	10	0.8	2	0.2	3	0.4	3	0.4
	猫	12時間以内	282	99.3	245	99.2	293	100.0	267	99.6	223	100.0
		180日間			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		その他	2	0.7	2	0.8	0	0.0	1	0.4	0	0.0
指定地域 以外	犬	12時間以内	2,849	94.0	2,932	95.8	3,024	95.5	3,017	96.8	3,212	97.0
		180日間			38	1.2	1	0.1	10	0.3	6	0.2
		その他	183	6.0	91	3.0	142	4.4	90	2.9	95	2.8
	猫	12時間以内	1,055	92.1	1,119	93.4	1,105	92.3	1,191	94.7	1,163	95.4
		180日間			25	2.1	3	0.3	2	0.2	1	0.1
		その他	91	7.9	54	4.5	89	7.4	65	5.1	55	4.5

※平成18年においては、180日とその他の区分はなく、係留した犬猫はその他に分類。

# 英国、アイルランド及びスウェーデンからの犬及び猫の輸入頭数の推移（過去3年間）

## ＜英国＞

（単位：頭数）

	犬	猫	合計
平成20年	155	74	229
平成21年	128	52	180
平成22年	148	46	194

## ＜アイルランド＞

（単位：頭数）

	犬	猫	合計
平成20年	10	3	13
平成21年	5	1	6
平成22年	0	0	0

## ＜スウェーデン＞

（単位：頭数）

	犬	猫	合計
平成20年	40	11	51
平成21年	25	16	41
平成22年	45	13	58

## ＜3カ国合計＞

（単位：頭数）

	犬	猫	合計
平成20年	205	88	293
平成21年	158	69	227
平成22年	193	59	252

# 英国、アイルランド及びスウェーデンからの犬及び猫の輸入頭数の推移(過去3年間)

(単位:頭)

動物種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成20年	37	11	40	23	11	28	31	31	28	17	16	20	293
平成21年	19	13	44	13	14	16	20	16	22	20	12	18	227
平成22年	13	14	33	11	25	24	28	27	20	21	10	26	252

※各年月別に、英国、アイルランド及びスウェーデンから輸入される犬猫の輸入頭数を月別に合計。